

協会けんぽの保険料が、4月分(5月納付分)から変わります。給与計算時にご注意下さい。
◎住宅かし担保履行法による最近6カ月間に引き渡した新築住宅の届出は4/21までです。



「会社の役員の就任が11年半前で、任期切れとは全く気付かず、あと半年このままだと法務局の職権で会社が抹消されるなんて今回お宅から聞いて初めて知った…」とA社長は驚かれました。許可更新準備の中で分かった事ですが、もし抹消されると許可も入札資格も無効になり大変な事になる所でした。A社が非公開会社(株式の譲渡制限がある会社)であれば役員の任期を10年

最後の登記
から12年で会社抹消の罰金も

に伸ばせますが公開会社の為ダメ。株主総会を開き遅延就任の手続きをし法務局に届出るようにしましたが、その後が又心配です。こうした遅延登記があると法務局から裁判所に通告され書面だけの審理で「過料(罰金)を払え」と後日通知がきます。遅延の期間が長いと10万円を越す事も! 非公開会社に変更し、ついでに「株券を発行する」を「しない」に変える等実態に合わせた登記になるよう定款変更の手続も進める事になりました。



「えっ新しく取締役や監査役となる人は住民票か運転免許証の写しがいるの?…県外の人だからすぐ準備が出来ないかも…」とB社の事務担当者は慌てました。法務局が「役員の登記の添付書面と役員欄の氏の記録が変わりました」と窓口で言い出したのは、法務省令が施行された2月27日からの事です。今回の改正省令が公布されたのが2月3日ですから周知期間はあってないようなもの…。法務局に尋ねてみると「法務省のHPに出て

新しい役員免許証(写)か住民本人確認要免許証(写)添付

いるだけでチラシもパンフも作っていない…」との事。会社は定時株主総会で任期のきた役員の改選をする際に、後任の役員を選任します。前と同じ人が再任される場合であれば添付書面は不要ですが、

新任の役員は早めの準備が必要です。又婚姻前の氏も登記簿に載せたい人は設立や役員変更の登記申請時に申出事が可能に。8/27までは申出だけ(1万円印紙不要)で登記OKです。



毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく!
当事務所の電話は 0977-23-5463 又はIP 050-3626-3645 (平日の9:00~17:30)